

随意契約結果及び契約の内容

工 事 の 名 称	令和5年度 1号近鉄四日市駅交通ターミナル整備工事
工 事 概 要	工事延長 L=300m 地下駐車場出口新設 1式、地下駐車場出口撤去 1式、バスターミナル整備 1式、ターミナル施設(建築) 1式、シェルター 1式、東西デッキ 1式、駅前デッキ 1式
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 佐藤 寿延 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号
契 約 年 月 日	令和 6年 3月11日
契 約 業 者 名	(株)大林組 名古屋支店
契 約 業 者 の 住 所	愛知県名古屋市東区東桜1-10-19
契 約 金 額	5,272,300,000円(税込み)
予 定 価 格	5,274,115,000円(税込み)
随意契約によることとした理由	<p>本工事は、近鉄四日市駅における新たな交通結節点として、3箇所に分散している路線バス・高速バスの乗降場を集約し、歩行者の円滑な移動・乗換を支援する交通拠点を整備するとともに、駅周辺と一体となった賑わい・歩行空間を創出し、憩いの場となる空間等を配置し、駅周辺を一大交通拠点として人と物の流れや地域の活性化を促進することを目的とした工事であり、工事施工にあたっては、近接する地下駐車場への影響の最小化、施工期間内に確実な履行、土木・建築・鋼橋等の工種が輻輳する施工における施工管理が必要である。</p> <p>このため、発注者によって最適な仕様を設定できない工事であることから、設計段階から施工者独自のノウハウを取り入れる技術提案・交渉方式(設計交渉・施工タイプ)を適用し、最も有効な技術提案能力であった(株)大林組を優先交渉権者とし、設計を実施した。</p> <p>本工事は、この設計に基づく工事を行うものであり、技術提案者である(株)大林組が工事の実施が可能な唯一の者である。</p> <p>よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令102条の4第3号の規定に基づき、(株)大林組と随意契約を行う。</p>
工 事 場 所	三重県四日市市浜田町1番～浜田町5番
工 事 種 別	一般土木工事+建築工事+鋼橋上部工事
工 期 (自)	令和 6年 3月12日
工 期 (至)	令和 9年 3月29日
備 考	

「令和5年度 1号近鉄四日市駅交通ターミナル整備工事」
に係る契約者の選定経緯について

令和6年3月15日

国土交通省 中部地方整備局

目 次

1. 工事概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 1
2. 経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 1
3. 競争参加資格確認等・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 3
4. 技術提案審査・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 3
5. 価格等交渉・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 5
6. 契約相手方の決定・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 6
7. 技術提案・交渉方式に係る専門部会の経緯・・・・・・・・ P. 7

1. 工事概要

(1) 発注者

国土交通省 中部地方整備局

(2) 工事名

令和5年度 1号近鉄四日市駅交通ターミナル整備工事

(3) 工事場所

三重県四日市市浜田町1番地先～三重県四日市市浜田町5番地先

(4) 内容

本工事は、近鉄四日市駅交通結節点計画地において、国道1号近鉄四日市駅交通ターミナル整備事業として新設バスターミナル整備工事を行うものである。

(5) 工事内容

・地下駐車場出口新設	1式
・地下駐車場出口撤去	1式
・バスターミナル整備	1式
・ターミナル施設（建築）	1式
・シェルター	1式
・東西デッキ	1式
・駅前デッキ	1式

(6) 工期

契約締結日の翌日から令和9年3月29日

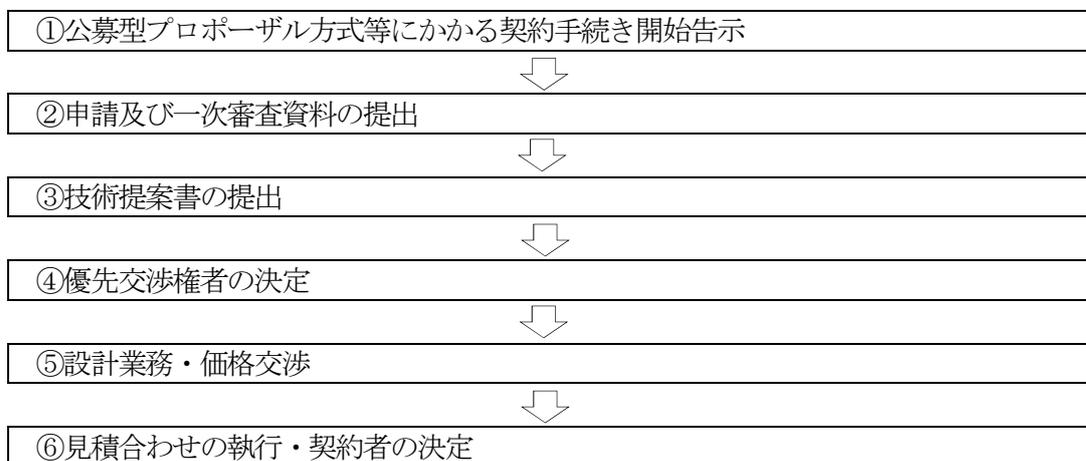
2. 経緯

(1) 契約方式（工事实施者の選定方式）

本工事は、工事箇所の直下にある地下駐車場の営業及び安全性の確保、複数工事が狭隘な現場で錯綜し、早期完成が求められる中、四日市市が進める「中央通り再編事業」との調和と連携を損なうことなく、確実かつ安全に設計・施工する必要があることから、設計段階から施工者独自のノウハウを取り入れる契約方式「技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）」を採用することとした。

本方式は、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と設計業務の契約を締結し、設計に技術提案を反映させ、目標工期、工事額を算出した上で、価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の締結するものである。

(2) 契約者決定の流れ



図－1 契約者決定の流れ

(3) 契約者決定までの主な経緯

契約者決定までの主な経緯は表－1のとおりである。

表－1 契約者決定までの主な経緯

日付	内容
令和4年12月12日	技術提案・交渉方式に係る専門部会（第1回） （公示内容の確認）
令和4年12月20日	入札・契約手続運営委員会（公示内容の確定）
令和4年12月26日	技術提案・交渉方式による工事発注に関する説明会
令和5年1月6日	契約手続き開始の公示
令和5年1月9日～3月9日	申請書等の提出期間
令和5年3月22日	技術提案書提出者に対するヒアリング
令和5年3月26日	技術提案・交渉方式に係る専門部会（第2回） （優先交渉権者の選定）
令和5年4月11日	入札・契約手続運営委員会（優先交渉権者の決定）
令和5年4月13日	優先交渉権者選定通知
令和5年4月28日	基本協定締結・設計業務委託契約締結
令和6年1月23日～1月30日	価格等交渉（1回～4回）
令和6年3月1日	技術提案・交渉方式に係る専門部会（第3回） （価格等の交渉内容の確認）
令和6年3月5日	入札・契約手続運営委員会（契約相手方特定）
令和6年3月5日	特定通知
令和6年3月7日	見積合わせ
令和6年3月11日	工事請負契約締結

(4) 工事实施者の選定体制

技術提案書の審査・評価は、中部地方整備局の入札・契約手続運営委員会に諮った上で決定した。また、中立かつ公正な審査・評価を図るため、学識経験者等で構成する「中部地方整備局総合評価委員会 一般国道1号近鉄四日市駅交通ターミナル整備 専門部会」（以下、「専門部会」という）を設置した。専門部会は下記の学識経験者等7名で構成し、公示前、技術審査段階、価格等の交渉段階の3段階において意見聴取を行った。なお、専門部会は非公開とした。

表-2 一般国道1号近鉄四日市駅交通ターミナル整備専門部会

	氏名	所属
委員 (敬称略、 順不同)	石黒 覚	三重大学 名誉教授
	尾関 宏一	NPO 法人 建設技術サポートセンター 相談役
	谷口 元	名古屋大学 名誉教授
	松本 幸正	名城大学 理工学部 教授
	松居 健 (加藤 豊)	国土交通省中部地方整備局 企画部 技術開発調整官
	竹下 康則 (永田 耕之)	国土交通省中部地方整備局 道路部 道路調査官
	時岡 利和 (菅 良一)	国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所長
オブザーバー	松田 奈緒子 (中洲 啓太)	国土技術政策総合研究所 社会資本マネジメント研究室長

() は第2回までの委員（異動等により交代）

3. 競争参加資格確認等

(1) 競争参加資格確認の概要

競争参加資格確認は、競争参加者としての適正な資格と必要な実績を有するかを審査するものである。

(2) 審査結果

令和5年3月9日までに2者の応募があり、2者から提出された競争参加資格確認申請書について資格審査を行った結果、いずれの者も競争参加資格を満たしていた。

4. 技術提案審査

(1) 技術提案審査等の概要

技術提案項目の設定にあたり、以下の2提案を求めた。

- 1) 本設計業務に関する理解度

2) 主たる事業課題に関する提案

- ・近接する地下駐車場への影響の最小化に有効な対策の提案能力
- ・施工期間内に確実に履行するための提案能力
- ・土木・建築・鋼橋等の工種が輻輳する施工における施工管理の提案能力

技術提案書は、2者すべてから提出があった。2者に対して技術提案を評価し、設計業務及び価格交渉を行う優先交渉権者1者及び次順位以下の交渉権者を決定した。

技術提案の評価及び設計業務に係る参考見積書に対しては、各者約60分のヒアリングを実施し技術提案内容及び設計業務に係る参考見積書の確認を行ったうえで、上述の提案項目に関する提案内容を審査することで行った。(但し、ヒアリング結果は審査の対象外)

なお、公示後、技術提案書等の作成に関する質問期間(令和5年1月6日から令和5年2月15日)に19回、延べ66件の質問を受領・回答している。

(2) 審査結果

審査にあたっての技術提案項目候補と評価基準及び配点は表-3、審査結果は表-4のとおりである。

表-3 技術提案項目候補と評価基準及び配点表

評価項目		評価基準		配点	
技術提案	本設計業務に関する事項	理解度	業務目的、現地条件、与条件、提案内容の適用上の課題、不確定要素等を十分に理解する。 ・業務目的、現地条件、与条件に対して、適切かつ理論的に整理されており、本業務を遂行するあたりの理解度が高い場合。	20点	
		実施手順及び実施体制	業務実施手順を示す実施フロー及び実施体制について、以下である場合に優位に評価する。 ・実施手順の妥当性及び手順上の具体的な工夫がある場合。 ・業務工程で与条件に対して、主要ポイントの抽出に対する着眼点が適切である場合。 ・本業務の内容、規模に対して十分(具体的)な実施体制が確保されている場合。	10点	
	主たる事業課題に関する事項	的確性	近接する地下駐車場への影響の最小化に有効な対策の提案について、以下である場合に優位に評価する。 ・地下駐車場出口の切替施工時の躯体構造への影響、利用者の安全に配慮した施工方法の検討について、有効な提案がある場合。 ・地下駐車場直上に構造物を設計・施工する際の躯体構造への影響、利用者の安全に配慮した施工方法の検討について、有効な提案がある場合。 ・歩行者デッキ下部工の設計・施工時に地下駐車場全体の構造安全確認及び利用者の安全に配慮した施工方法の検討について、有効な提案がある場合。	10点	
		実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案内容に説得力がある場合。 ・提案された内容について、実施事例、類似事例の記載があり、提案に具体的な裏付けがある場合。	10点	
	施工期間内に確実に履行するための提案能力	的確性	施工期間内に確実に履行するための提案について、以下である場合に優位に評価する。 ・設計段階から、早期調達が可能で資材を設計に反映する等の検討について、有効な提案がある場合。 ・設計段階から、施工期間の確保に有効な工法を設計に反映する等の検討について、有効な提案がある場合。 ・施工時の工程確保の検討について、有効な提案がある場合。	10点	
		実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案内容に説得力がある場合。 ・提案された内容について、実施事例、類似事例の記載があり、提案に具体的な裏付けがある場合。	10点	
	土木・建築・鋼橋等の工種が輻輳する施工における施工管理の提案能力	的確性	土木・建築・鋼橋等の工種が輻輳する施工における施工管理の提案について、以下である場合に優位に評価する。 ・都市事業と協調した施工管理の検討について、有効な提案がある場合。 ・関係機関との調整状況の見える化の検討について、有効な提案がある場合。 ・3D・4Dを活用した施工管理の検討について、有効な提案がある場合。	10点	
		実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案内容に説得力がある場合。 ・提案された内容について、実施事例、類似事例の記載があり、提案に具体的な裏付けがある場合。	10点	
	合計				90点

表－４ 審査結果

技術提案 評価項目		評価基準	配点	A者	B者
本設計業務に関する提案(理解度)	技術提案・交渉方式(設計交渉・施工タイプ)における設計業務の実施に関する提案	理解度	20点	20.0点	20.0点
		実施手順及び実施体制	10点	7.5点	10.0点
(小計)			30点	27.5点	30.0点
主たる事業課題に関する提案	近接する地下駐車場への影響の最小化に有効な対策の提案能力	的確性	10点	7.5点	7.5点
		実現性	10点	7.5点	7.5点
	施工期間内に確実に履行するための提案能力	的確性	10点	7.5点	5.0点
		実現性	10点	7.5点	2.5点
	土木・建築・鋼橋等の工種が輻輳する施工における施工管理の提案能力	的確性	10点	7.5点	7.5点
		実現性	10点	7.5点	7.5点
(小計)			60点	45.0点	37.5点
(合計)			90点	72.5点	67.5点
【交渉権優先順位】				1位	2位

5. 価格等交渉

(1) 実施方法

発注者及び優先交渉権者で設計業務の契約を締結するに当たり、設計業務及び設計完了後の工事の契約に向けた価格等の交渉等に関する基本協定を令和5年4月28日に締結した。

(2) 経過

基本協定に基づき、4回の価格等交渉を実施した。主な経過は以下の通りである。

【第1回】令和6年1月23日(機械設備工事)

- ・機械設備工事の積算条件(現場条件、適用歩掛、単価)を確認
- ・機械設備工事の仕様、施工範囲を確認

【第2回】令和6年1月25日(一般土木工事、鋼橋上部工事)

- ・各工事の積算条件(現場条件、適用歩掛、単価)を確認
- ・各工事の仕様、施工範囲を確認

【第3回】令和6年1月26日（建築工事）

- ・建築工事の積算条件（現場条件、適用歩掛、単価）を確認
- ・建築工事の仕様、施工範囲を確認

【第4回】令和6年1月30日（一般土木・鋼橋上部・機械設備・建築工事）

- ・各工事の積算条件（現場条件、適用歩掛、単価）を確認
- ・各工事の積算条件、積算根拠の妥当性を確認

上記4回の価格等交渉を踏まえ、発注者において優先交渉権者の価格の妥当性を確認したことから、令和6年3月1日、第3回専門部会に価格等交渉結果について報告し、価格交渉結果及び交渉成立の妥当性が確認された。

(3) 価格の妥当性の検証について

優先交渉権者から提出された工種毎における見積額の妥当性の検証については、以下のとおり行い、見積り条件やヒアリング等により確認した。

- ①歩掛については、原則、標準歩掛かり及び特別調査結果または見積りを徴収した上、優先交渉権者との価格交渉及びこれまでの類似実績を参考に妥当性を確認した。
- ②設計単価（労務単価、資材価格、機械経費）については、原則、中部地方整備局の統一単価及び市場単価、特殊な材料等については特別調査結果または見積りを徴収した上、優先交渉権者との価格交渉及びこれまでの類似実績を参考に妥当性を確認した。

(4) その他

価格等交渉の過程で決定した施工条件等については、特記仕様書に記載し契約に反映させた。

(5) 見積合わせ

実施日 令和6年3月7日

6. 契約相手方の決定

- (1) 工事名 令和5年度 1号近鉄四日市駅交通ターミナル整備工事
- (2) 契約者 株式会社大林組 名古屋支店
- (3) 工事場所 三重県四日市市浜田町1番地先～三重県四日市市浜田町5番地先
- (4) 工事請負契約締結日 令和6年3月11日
- (5) 契約金額 ￥5,272,300,000.-（消費税及び地方消費税を含む）
- (6) 工期 令和6年3月12日～令和9年3月29日

7. 技術提案・交渉方式に係る専門部会の経緯

本工事の手続きにあたっては、中立かつ公正な審査を行うため、学識経験者等で構成する専門部会を設置し、全3回の意見聴取を行った。

各委員会の開催日及び意見聴取事項等は以下のとおり

【第1回専門部会】

- 1) 開催日：令和4年4月12日（月）
- 2) 意見聴取事項
 - ①技術提案・交渉方式の適用の可否について
 - ②技術提案範囲・項目・評価基準について
 - ③契約手続きの流れについて
- 3) 主な意見
 - ・施工にあたっての前提条件の内容について
 - ・技術提案の評価基準と配点について

【第2回専門部会】

- 1) 開催日：令和5年3月29日（水）
- 2) 意見聴取事項
 - ①技術提案の評価について
 - ②価格等の交渉手順について
- 3) 主な意見
 - ・技術提案の評価内容の妥当性について

【第3回専門部会】

- 1) 開催日：令和6年3月1日（金）
- 2) 意見聴取事項
 - ①設計の内容と技術提案について
 - ②価格等の交渉（経緯・合意内容・工事価格の算定方法）について
- 3) 主な意見
 - ・優先交渉権者の見積額の検証結果の妥当性について